

【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

| 変更箇所 | 新取引説明書 | 旧取引説明書 |
|-------------------------|---|---|
| 第 2 条 (リスクおよび自己責任の原則) | (16) 本取引においては両建て取引を行えること、ならびに、両建て取引は、 <u>スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値および買値の価格差についてお客さまが二重に負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。</u> | (16) 本取引においては両建て取引を行えること、ならびに、両建て取引は、 <u>取引手数料が二重に掛かること、スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値および買値の価格差についてお客さまが二重に負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。</u> |
| 第 6 条 (口座の開設および取引の適格要件) | <u>また、トレードコレクターのプロフィール登録を行うことで、トレードコレクター口座の取引を開始することが可能です。</u> | 記載なし |
| 第 8 条 (口座の名義) | なお、外貨 ex 口座とオプトレ！口座、 <u>トレードコレクター口座</u> は同一の口座番号・パスワードとなり、 <u>いずれかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でその他のサービスのパスワードも変更されます。</u> | なお、外貨 ex 口座とオプトレ！口座は同一の口座番号・パスワードとなり、 <u>どちらかのサービスでパスワードを変更した場合は、自動でもう一方のサービスのパスワードも変更されます。</u> |
| 第 13 条 (証拠金の振替) | 1. オプトレ！口座、 <u>またはトレードコレクター口座</u> をご利用のお客さまは、お客さまが外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ！口座、 <u>またはトレードコレクター口座</u> へ振り替えることができます。 | 1. オプトレ！口座をご利用のお客さまは、お客さまが外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、当社が定める方法によりお客さまのオプトレ！口座へ振り替えることができます。 |

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| <p>第 33 条 (本口座の停止または解約)</p> | <p>(1) <u>お客さまが当社に対し本口座、オプトレ！口座またはトレードコレクター口座の停止の申し入れをした時。</u></p> <p>(6) <u>トレードコレクター口座が停止された時。</u></p> <p>(7) <u>当社により過誤入金となされた時。</u></p> <p>(8) <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(1) <u>お客さまが当社に対し本口座、オプトレ！口座またはトレードコレクター口座の解約の申し入れをした時。</u></p> <p>(8) <u>トレードコレクター口座が解約された時。</u></p> <p>(9) <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> | <p>(1)お客さまが当社に対し本口座またはオプトレ！口座の停止の申し入れをした時。</p> <p>(6) 当社により過誤入金となされた時。</p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p> <p>(1)お客さまが当社に対し本口座またはオプトレ！口座の解約の申し入れをした時。</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p> |
|-----------------------------|--|---|